

監査公表第1号
令和4年2月14日

呉市監査委員
奥野 彰
沖本 恭治
藤原 広

令和3年度定期監査及び行政監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を別紙のとおり公表します。

報告の対象

総務部，企画部，財務部，財産区，公平委員会，市民部，都市部，土木部

総務部監査の結果

1 実査の対象課

総務課，行政改革課，危機管理課

2 監査の期間

令和3年10月1日から11月26日まで

3 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和2年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

事務の処理状況は，おおむね適正と認めた。

企画部監査の結果

1 実査の対象課

情報統計課

2 監査の期間

令和3年10月1日から11月26日まで

3 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和2年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、次の項目を重点項目として定め、情報統計課については、契約事務を重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係、補助金関係等）

5 監査の結果

改善又は検討を要望する事項は、次のとおりである。

課の所管に属する備品のうち、デジタルカメラの所在が確認できなかった。

備品は、市の財産であり、その重要性を十分認識した上で、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

財務部監査の結果

1 実査の対象課

財政課，管財課，市民税課

2 監査の期間

令和3年10月1日から11月26日まで

3 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和2年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

財政課については，事務の処理状況は，おおむね適正と認めた。

なお，次の課について改善又は検討を要望する事項は，次のとおりである。

- (1) 管財課

ア 「本庁舎機械式駐車場ゲート保守点検業務」に係る契約書について、印紙税法で定める正しい税額の収入印紙が貼付されていなかった。

については、印紙税法に基づき、適正な契約事務をされたい。

イ 「リサイクル対応型機密文書処理業務」に係る指名業者審査伺いにおいて、部長決裁によるべきところ、課長決裁となっていた。

については、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

ウ 「天応大浜3丁目3番3地内」の一時貸付けに係る貸付料の決定及び「上山田町109番、129番」ほかの土地借受料の決定が、いずれも部長決裁によるべきところ、課長決裁となっていた。

については、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

(2) 市民税課

ア 商品である原動機付自転車等の標識（以下「商品標識」という。）の交付に当たり、起案文書を作成せず、専決権者である課長の決裁を受けていなかった。

については、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 商品標識の管理状況について、次の事例があった。

(ア) 庁内で保管している商品標識の番号を把握していなかった。

については、物品会計規則に基づき、適正な物品管理をされたい。

(イ) 商品標識の有効期間が満了したときは、直ちに返納することとなっているにもかかわらず、長期間返納されていないものがあった。

については、有効かつ効果的な手法を講じ、確実に回収するよう努められたい。

財産区監査の結果

1 監査の期間

令和3年10月1日から令和3年11月26日まで

2 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和2年度も対象とした。

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

4 監査の結果

事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。

公平委員会事務局監査の結果

1 監査の期間

令和3年10月1日から令和3年11月26日まで

2 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和2年度も対象とした。

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

4 監査の結果

事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。

市民部監査の結果

1 実査の対象課等

市民窓口課，人権・男女共同参画課，宮原市民センター，天応市民センター，昭和市民センター，郷原市民センター，下蒲刈市民センター，川尻市民センター

2 監査の期間

令和3年10月25日から12月27日まで

3 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和2年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

市民窓口課，宮原市民センター，天応市民センター，郷原市民センター，下蒲刈市民センター及び川尻市民センターについては，事務の処理状況は，おおむね適正と認

めた。

なお、次の課等について改善又は検討を要望する事項は、次のとおりである。

(1) 人権・男女共同参画課

ア 「蒲刈会館ノートパソコン修繕」ほかにおいて、指定された検査員でない者が完了検査を行っていた。

については、「物品出納員及び出納員等の事務引継等について（会計課長通知）」に留意し、適正な検査事務をされたい。

イ 「部落解放同盟広島県連合会呉市協議会活動補助金助成事業」に係る補助金を前金払により交付するに当たり、必要となる資金収支計画書の提出を求めていなかった。

については、「呉市補助金等交付規則の運用について（財政課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

(2) 昭和市民センター

生活保護費の前渡資金に係る出納簿について、次のような事例があった。

ア 月日の箇所未記入や誤記入があった。

イ 摘要欄の未記入があった。

ウ 数値の訂正を訂正印を押印することなく行っていた。

については、適正な事務処理をされたい。

都市部監査の結果

1 実査の対象課等

交通政策課，住宅政策課，技術監理室

2 監査の期間

令和3年10月25日から12月27日まで

3 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和2年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

技術監理室については，事務の処理状況は，おおむね適正と認めた。

なお，次の課について改善又は検討を要望する事項は，次のとおりである。

- (1) 交通政策課

ア バス車両購入費補助金を受けて購入したバスについて、当該補助事業者等は、管理状況を報告しなければならないにもかかわらず、令和2年度の当該報告がされていなかった。

については、補助金等交付規則に基づく報告がされているかを確認の上、補助事業者等への報告の指導など、適正な事務処理をされたい。

イ 生活バス運行負担金の支払に関する事務処理において、請求書は、支払月ごとに当該事業者が提出することとなっているにもかかわらず、請求日付を空欄にしたまま代表者印が押印された請求書を、あらかじめ提出させていた。

については、適正な事務処理をされたい。

ウ 「新広駅コンコース清掃等業務」に係る契約において、指名業者審査伺いが作成されていなかった。

については、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程に基づき、適正な契約事務をされたい。

エ 「広白石4丁目11305番地内」ほかに係る行政財産の使用期間更新許可に係る起案文書の文書番号等の記入に当たり、容易に改ざんが可能な消せるボールペンを使用していた。

については、「公文書等の作成における「消せるボールペン」の使用について（総務課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

(2) 住宅政策課

「百目田アパートブロック塀改修修繕」ほかにおいて、事前に検査員の指定がされていなかった。

については、「修繕料、委託料等の完了検査に係る検査員の任命方式及び完了検査調書等の様式について（財政課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

土木部監査の結果

1 実査の対象課等

土木企画室，土木維持課，営繕課

2 監査の期間

令和3年10月25日から12月27日まで

3 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和2年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

土木企画室及び営繕課については，事務の処理状況は，おおむね適正と認めた。

なお，土木維持課について改善又は検討を要望する事項は，次のとおりである。

- (1) 年次有給休暇の取得に当たり，時間休暇取得後において勤務時間が30分未満と

なるような休暇の取得は認められていないにもかかわらず、これを承認していた。

については、時間休暇の取得に関する取扱要領に基づき、適正な事務処理をされた
い。

- (2) 前回の定期監査の結果に基づいて改善又は検討を要望していたにもかかわらず、
「公園樹木等維持管理業務」ほかにおいて、指定された検査員でない者が完了検査
を行っていた。

については、適正な検査事務をされたい。

- (3) 前回の定期監査の結果に基づいて改善又は検討を要望していたにもかかわらず、
課の所管に属する備品のうち、測長器及び硬度計の所在が確認できなかった。

備品は、市の財産であり、その重要性を十分認識されていないことは、誠に遺憾
である。

については、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。